

広島県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十七条の規定によつて、次の保安施設地区を保安林に転換した旨の通知をしたが、森林所有者が知れないため（森林所有者の所在が不分明なため）、同法第百八十九条の規定によつて、通知の内容を三原市役所の掲示場に掲示した。

令和八年一月八日

広島県知事 横田美香

一 保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名	
三原市大和町下徳良字大村一〇〇九〇の一二五	株木 和仁	の 氏 名
三原市大和町下徳良字大村一〇〇九〇の一二五	株木 義輝	

- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

次のとおりとする。

（「次とのおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。）